

第22号議案

中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(中間市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 中間市水道事業給水条例（昭和34年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項、第54条第2項ただし書及び第57条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第8条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。なお、損害に対しては、これを賠償させることができる。</p> <p>(1) 第8条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第8条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。なお、損害に対しては、これを賠償させることができる。</p> <p>(1) 第8条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕</p>

(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な  
変更を除く。) 又は撤去をした者  
(2)～(5) (略)

(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な  
変更を除く。) 又は撤去をした者  
(2)～(5) (略)

(第2条関係)

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>